

1 趣旨

この要項は、本学を定年退職又は早期退職（以下「定年退職」という。）した教員の能力や経験等を本学の教育研究の推進に活かすとともに、本学の教員の研究時間確保を図るために実施する頭脳バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 頭脳バンク

本学を定年退職した教員が定年退職後も本学における教育及び研究支援業務に従事することが可能である場合に、頭脳バンクに登録を行うことで、当該定年退職教員と定年退職教員に業務を依頼したい本学教職員とのマッチングを行う仕組みをいう。

(2) 支援者

定年退職した教員で、依頼を受けて本学の業務を行うとして頭脳バンクに登録した者

(3) 依頼者

本学の教職員で、支援者に本学の業務を依頼することを目的として、頭脳バンクに登録した者

3 対象業務

頭脳バンクにおいて、依頼できる業務は別表1に掲げるとおりとする。

ただし、授業担当及び入試業務の依頼の実施に関する事項は、別に定める。

なお、部局等の長又は事務局各部の長が、別表1の定年退職教員の能力経験を活用する業務のうち、その他の業務で頭脳バンクの利用を要望する場合は、人事委員会で個別に審議する。

4 対象者の要件

(1) 支援者

支援者となることができる者は、本学を定年退職した教員で、業務を行う年度の年度末の年齢が70歳以下の者とする。

(2) 依頼者

依頼者となることができる者は、依頼する業務に応じて、別表2に掲げる者とする。

ただし、部局等の長が依頼者となることができる業務については、部局等の長が、業務上必要と判断した場合は、他の教職員を依頼者として指名することができる。

なお、教員が授業担当の依頼者となる場合は、次の要件のいずれも満たすこととする。

- i) 特定有期教員及び全学管理人員並びに部局配置全学管理人員を除く。
- ii) 部局等の長に1事業年度の範囲内で利用申請し、部局等の長が、申請者の研究業績、サービスの状況、申請書の内容、及び再申請の場合は、前回の利用による研究活動の実施状況などを総合的に判断し、利用を認めた者。

5 称号

支援者は、頭脳バンクを通じて受けた依頼に係る契約期間中は、契約上の職種とは別に、九州大学特別協働教員と称することができる。

6 経費

支援者に支払う報酬及び交通費については、頭脳バンクの予算から支出する。

7 報告

依頼者は、以下のとおり、頭脳バンクの活用状況について報告することとする。

なお、依頼者として登録したが、依頼が成立しなかった場合はこの限りではない。

(1) 部局等の長の場合

頭脳バンクの依頼者となった部局等の長は、別途定める様式により、頭脳バンクの活用状況について、総長に報告を行うこととする。

(2) 教員

授業担当を支援者に依頼した教員は、別途定める様式により、利用申請期間終了後1週間以内に部局等の長に研究活動の実施状況について報告を行うこととする。

8 登録の取り消し

支援者が懲戒に準じた行為、契約不履行及び故意に虚偽の情報を登録した事があった場合は、頭脳バンクの登録を取り消すこととする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、頭脳バンクの実施に関し必要な事項は総長が定める。

別表 1

業務の種類	業務の内容
授業担当	基幹教育科目の授業担当
	学部低年次科目の授業担当
	学部高年次科目の授業担当
	大学院科目の授業担当
入試	採点業務
	大学入学共通テストを除く入試における試験監督者（主任監督不可）
委員会等	調査委員会関係
	学内審査関係
定年退職教員の能力経験を活用する業務	カウンセリング業務
	研究費獲得支援業務
	公開講座、出前講義などのアウトリーチ活動
	外部機関への出向等
	ファンドレイジング
	その他の業務

別表 2

依頼する業務	依頼者
基幹教育科目の授業担当	部局等の長、教員
学部低年次科目の授業担当	部局等の長、教員
学部高年次科目の授業担当	部局等の長、教員
大学院科目の授業担当	部局等の長、教員
採点業務	出題代表委員、部局等の長
大学入学共通テストを除く入試における試験監督者（主任監督不可）	部局等の長
調査委員会関係	事務局担当者
学内審査関係	事務局担当者
カウンセリング業務	事務局担当者
研究費獲得支援業務	教員、事務局担当者
公開講座、出前講義などのアウトリーチ活動	部局等の長、事務局担当者
外部機関への出向等	事務局担当者
ファンドレイジング	事務局担当者
その他の業務	部局等の長、事務局担当者